HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	規約
Citation	国際広報メディア・観光ジャーナル, 38, 101-103
Issue Date	2024-04-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91789
Type	other
File Information	Jimcts_38_rules.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

大学院国際広報メディア・観光学院
『国際広報メディア・観光学ジャーナル』規約

（発行母体）

第１条　本ジャーナルは、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院（Graduate School of International Media, Communication, and Tourism Studies, Hokkaido University、略称 IMCTS）（以下「学院」という。）を発行母体とする。

（名称）

第２条　本ジャーナルは、学院の学術研究誌であり、『国際広報メディア・観光学ジャーナル』（The Journal of International Media, Communication, and Tourism Studies、略称 Jimcts）と称する。

（目的）

第３条　本ジャーナルは、国際広報メディア並びに観光学に関する研究・教育成果を公にし、当該研究分野の研究の発展に資することを目的とする。

（刊行回数）

第４条　本ジャーナルは年１回刊行を原則とする。

（掲載原稿の種類）

第５条　投稿可能な原稿は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　特別招待論文
(2)　特集論文
(3)　自由論題論文
(4)　研究ノート
(5)　書評

（投稿資格者）

第６条　投稿資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　申し込み時に学院の専任教員である者
(2)　申し込み時に学院の博士後期課程に在籍する学生
　ただし、修士課程の学生については、申請に基づき次条に規定する編集委員会がその可否を決定する。
(3)　上記の規程にかかわらず、編集委員会によって執筆を依頼された者
(4)　特別の事情から掲載を希望し、編集委員会が投稿を認めた外部執筆者

２　前項第２号に規定する学生（以下「学生投稿者」という。）が査読付き論文を投稿する場合は指導教員の確認書（別紙様式 1）を必須とする。

（編集委員会）

第７条　本ジャーナルの編集委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成される。

(1)　研究成果公開委員会委員。ただし、本ジャーナル投稿予定者は編集委員にはならない。
(2)　編集委員長は研究成果公開委員長をもって充てる。
(3)　第１号に規定する者から、副編集長１名を選出する。

２　副編集長は、投稿募集、投稿システム、査読システムの管理、投稿者、査読者、印刷会社との事務連絡等、編集実務を担当する。また、編集委員会は、編集実務、および特集テーマの設定、審査委員の委嘱、投稿依頼、査読の最終判定等の編集に関わるあらゆる業務を遂行する。

（レフェリー制）

第８条　投稿された各論文は、編集委員会によって委嘱された学院内外の査読委員２名、あるいは委員会が必要と認めた場合は３名によって審査される。ただし、次の各号に規定する理由により、査読審査の前に編集委員会の判断で不採択となる場合がある。

(1)　剽窃（自己剽窃を含む。）が認められた場合
(2)　本文と要旨の文章に英語および日本語の文法的な間違いがあまりに多い場合
(3)　学術論文としての形式・体裁が不完全であると編集委員会が判断した場合

（第一次審査判定）

第９条　各査読委員は、第５条第１号から第３号に規定する論文の審査を委嘱された時は、以下のいずれかに判定し、詳細な所見を付け加えて、指定された期日までに編集委員会に提出する。

A）無修正掲載可　B）修正後掲載可　C）修正後再審査　D）掲載不可

（第二次審査判定）

第１０条　第二次審査判定は、次の段階を踏んで行われる。

(1)　編集委員会は、２名あるいは３名の審査員の評価を総合的に判断して、上記 A）～ D）のいずれかに決定する。
(2)　「B）修正後掲載可」と判定された論文は、投稿者に書き換えを要請し、編集委員会の判断によって掲載する。
(3)　「C）修正後再審査」と判定された論文については、投稿者に書き換えを要請し、当該査読委員に第二次審査（再審査）を依頼するが、その際の判定は、A）無修正掲載可　B）修正後掲載可　D）掲載不可、のいずれかとする。
(4)　掲載可否の最終判定は、２名あるいは３名の審査員の評価を総合的に判断して編集委員会が決定する。

(5)　論文の採否は、編集委員長から投稿者に通知される。

(審査基準)

第 11 条　査読委員は、査読にあたって主として以下の点を考慮する。

(1)　国際広報メディア、観光創造の研究に関わる論文として、独創性、論理展開において、内容が一定の水準に達しているかどうか。

(2)　先行研究への目配りが十分になされているかどうか。

(3)　表記・表現が的確か、注・参考文献等の典拠の書き方が適切か。

(4)　画像・図版等の版権について著作権所有者の掲載許可を受けているかどうか。

(電子化公開)

第 12 条　2007 年度刊行の 6 号より本ジャーナルは、北海道大学学術成果コレクション（以下「HUSCAP」という。）にデジタル形式で登録・保管・公開される。著作権の関係上電子化掲載が困難と判断された論文は、HUSCAP 登録をみあわせる。

(執筆要領)

第 13 条　投稿される原稿は、以下の要領で作成されることとする。

(1)　原稿は必ずワープロで作成し、ソフトは Microsoft 社の Word（以下「Word」という。）を使用する。

(2)　原稿は本文が 12,000 字～20,000 字（400 字詰め原稿用紙に換算して 30～50 枚）を越えない範囲で書き、表紙・図・表・注・参考文献を含め、書式フォーマット（別紙書式 1）に従い、A4 版 20 ページ以内で提出する。欧文は 4,800－8,000words で、下記書式フォーマットを参照し、20 ページ以内で提出する。

(3)　本文に使用するフォントは MS 明朝体「10.5 ポイント」、注と参考文献は「10 ポイント」で本文の後にそれぞれまとめ（注は完成版では本文の横に入る）、ヘッダやフッタは付けない。欧文は Century を使用する。

(4)　原稿は横書きとし、使用言語は日本語か英語を原則とする。
これ以外の言語で執筆を希望する場合、執筆申し込み時に届け出、編集委員会の承認を得ること。

(5)　英語による表題と、100 ～ 150 語程度の英文 abstract を必ず添える。
英語以外の言語を希望する場合は、編集委員会の承認を得ること。

(6)　原稿は、Word で作成した電子データ（身分・氏名を明記したものをメールで）と紙媒体（身分・氏名を明記したもの 1 部、匿名のもの 3 部）の双方を締め切りまでに提出する。ただし、査読対象の論文以外の場合、紙媒体は身分･氏名を明記したもの 1 部でよい。また採択決定時には、最終原稿を Word で作成した電子データ（身分・氏名を明記したものをメールで）と紙媒体（身分・氏名を明記したもの 1 部）の双方を提出する。

(7)　「B）修正後掲載可」あるいは「C）修正後再審査」となって原稿を再提出する場合、修正箇所を明示し、査読委員に要請された修正に応じない場合にはその理由を説明する。

(8)　原稿の校正は最大限第三校までとし、部分的な変換ミス・脱字等の修正以外は認めない。
但し、第三校は編集責任者のみが対応する。

(9)　書式は下図を参照のこと。提出原稿にはすべて、右上にタイトルページを 1 ページ目として、ページ番号を振ること。（タイトルページは刷り上がりページに含まれる）

(投稿要領)

第 14 条　原稿は、次の各号に規定する要領で投稿されることとする。

(1)　記名有りの原稿を電子データで Google Form により提出する。査読付き論文投稿者は無記名の原稿を査読システム EasyChair により投稿する。

(2)　剽窃チェッカー iThenticate による判定結果を PDF で提出する。オプションを変更した場合は、理由書も提出する。学生投稿者は指導教員に依頼することとする。

(3)　学生投稿者は指導教員の確認書提出をもって原稿投稿完了とする。

(刊行日程)

第 15 条　本ジャーナルは、原則として以下の日程に従って編集作業を進める。

4 月上旬　：全投稿資格者への投稿募集・申込用紙の配布
4 月下旬　：投稿申し込み締め切り
9 月中旬　：論文原稿および学生投稿者の指導教員による確認書提出締め切り
　→　第一次査読
12 月中旬　：第二次査読
1 月中旬　：採否最終決定・決定稿提出
2 月上旬～：初校・第二校
3 月下旬　：発行

別紙書式 1（第 13 条関係）

［1 頁目］

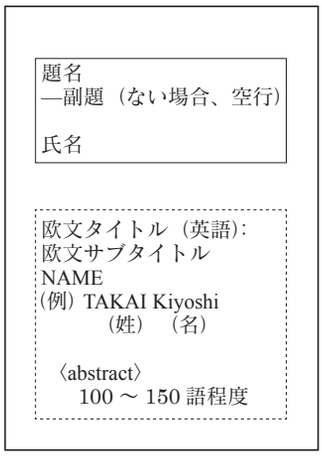

［2 頁以降］

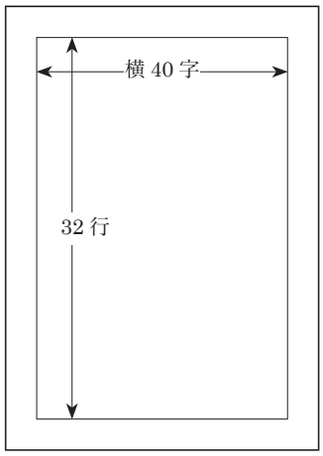

付　記

この規約は、平成 21 年 12 月 1 日から実施する。

付　記

この規約は、平成 26 年 12 月 8 日から実施する。

付　記

この規約は、平成 27 年 6 月 24 日から実施する。

付　記

この規約は、平成 27 年 11 月 6 日から実施する。

付　記

この規約は、平成 29 年 12 月 5 日から実施する。

付　記

この規約は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。

■執筆者一覧

趙　文騰（北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　博士課程）
片岡恋惟（北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　博士課程）
白　承愛（北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院　博士課程）
山下好孝（モンクット王ラカバン工科大学教授、北海道大学名誉教授）
北村倫夫（北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院　研究員）

■査読委員一覧（37 号、38 号）

宇佐見森吉、河合靖、石黒侑介、バイチャゼ･スヴェトラナ、西村龍一、中川理、山村高淑、金山準、齋藤拓也、杜長俊、野澤俊介、小林由子、酒井登（玉川大学）、岡田真弓、岡本亮輔

■編集委員一覧（37 号、38 号）

原由理枝（編集委員長、37 号編集担当）、堀晋也（38 号編集担当）、鈴木純一、石見　禎、鄭　惠先、増田哲子、山田悦子、鍋島孝子